

第22期  
第10回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和3年3月24日(水) 午後15時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎  | 2. 新野 清   | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹  | 5. 鈴木 政司  | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一  | 8. 齋藤永治郎  | 9. 欠 席   |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 14号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	議案第 39号	農地転用に係る事業計画変更申請について
日程第5	議案第 40号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第 41号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第 42号	農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第 43号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について
日程第9	議案第 44号	白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集大変ご苦勞様でございます。

これより、第10回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は10名であります。丸川正博委員より欠席の通告があります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、本日の総会付議案件に対し調査報告のため、小林周一農地利用最適化  
推進委員の出席を求めています。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**大木事務局長** はい、議長。

**議 長** はい、大木事務局長。

**大木事務局長** はい。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、  
1番 樋口金一郎委員 3番 伊勢亀崇男委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思  
いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第14号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といた  
します。会長に代わり事務局より報告を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご報告申し上げます。

報告第14号 「農地の賃貸借契約の解約について」農地法18条第6項の  
規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号 1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇  
賃貸人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地  
地 目 田  
地 積 3, 247 m<sup>2</sup> 他2筆  
契約期間 令和2.4.8～令和12.2.28  
解約日 令和3.3.5  
解約の事由 相手方の要望  
他8件  
以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。  
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第39号「農地転用に係る事業計画変更申請について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明申し上げます。

議案第39号 「農地転用に係る事業計画変更申請について」下記の者より農地転用に係る事業計画変更申請があったので意見を求める。

番号 1

当初事業計画者 白鷹町大字〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

当初事業計画 土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地〇  
地 目 畑  
地 積 1, 9 4 8 m<sup>2</sup>  
転用目的 倉庫建設  
パレット置場整備  
駐車場整備

変更後事業計画 土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地〇  
地 目 畑  
地 積 5 7 5 m<sup>2</sup>  
転用目的 倉庫敷地  
パレット置場整備

変更事由 当初、倉庫、駐車場等を整備する予定で転用許可を得たが、駐車場等については、既存施設のみで対応できることとなったため、分筆し倉庫敷地とパレット置場整備分のみの転用に計画を変更するもの。  
以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。

1 番案件について、7 番 中川要一委員よりお願いします。

**中川 要一委員** はい、議長。

**議 長** はい、中川委員。

**中川 要一委員** 1 番案件について調査のご報告をいたします。

3月16日、わたくしと、丸川正博委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。計画変更後の農地については、事業者が耕作します。当初の許可目的の達成が困難になったことについては、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないことであると認められます。

変更後の転用事業は、変更前の転用事業と比較して、緊急性及び必要性については同程度であると認められます。

変更後の転用事業は確実に実施されると認められます。

転用による周辺地域の農業等への影響については、変更前の転用事業の影響と比べて、同程度又はそれ以下と認められます。

その他、変更後の転用事業については、農地転用許可基準により許可相当であると認められます。

以上ご報告いたします。

## 議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について「承認相当」と意見決定することに賛成委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「承認相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第5 議案第40号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第40号 「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇番地〇〇
地 目	畑
地 積	1, 828㎡ 他1筆
経営面積	564㎡ (取得前)

3, 765 m<sup>2</sup> (取得後)  
契約の種類等 所有権の移転 (売買)  
対価 (10a当り) 総額〇〇〇〇〇〇円  
他2件  
説明は以上になります。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。

1番案件について7番 中川要一委員よりお願いいたします。

なお、1番案件については「新規就農者面談」を行っておりますので、調査報告に引き続き、齋藤永治郎農地部会長より面談結果等について報告をお願いいたします。

**中川要一委員** はい、議長。

**議 長** はい、中川委員。

**中川要一委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月16日、わたくしと、丸川正博委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機2台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は本人5年、妻3年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。今後、取得する農地を耕作します。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は3, 765 m<sup>2</sup>です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

**議 長** ご苦労様でした。引き続き、齋藤農地部会長よりお願いいたします。

**齋藤永治郎農地部会長** はい、議長。

**議 長** はい、齋藤農地部会長。

**齋藤永治郎農地部会長** 白鷹町〇〇在住の〇〇〇〇さんについては、3月16日に私のほか、小林孝次会長、児玉匡樹農地部会副部会長、丸川正博委員、中川要一委員、橋本補佐と「新規就農者面談会」を実施し、本人から提出されま

した「営農計画書」に基づき聞き取りを行いました。

〇〇〇〇さんは、当初、転用許可を得て、事業所の駐車場等を整備する予定でありましたが、駐車場等が必要なくなったため、転用事業を変更し、そのまま農地として耕作したいということでありました。

ただし、本人は3,000㎡の農地を所有していないため、合わせて隣接する農地も取得し、下限面積要件を満たし、この度、新規就農するものです。

〇〇〇地内の畑、2筆合計で、3,201㎡を取得するものです。

平成31年3月に転用許可を得た後、これまでも、当該農地において野菜の栽培をしておりました。今後、いも、トマト、ナス等の栽培を行っていきたいとのことでした。耕運機を所有しておりますが、トラクターは近隣から借りるとのことであり、地元の農業者からの協力も得ながら耕作するとのことでした。

なお、農地の周辺の草刈りなども行っており、近隣住民からも喜ばれているとのことでありました。

5年間の経験があり、農業をやっていききたいという意欲が見られ、今後適正に農地が管理されるものと判断いたしました。

以上報告いたします。

**議 長** ご苦勞様でした。続きまして、2番案件について、小林周一農地利用最適化推進委員よりお願いします。

小林周一推進委員 はい、議長。

**議 長** はい、小林推進委員。

小林周一推進委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

3月14日、わたくしと、丸川正博 委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、ハーベスタ1台、耕運機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことでした。

技術は本人40年、妻20年の経験があり問題ないと思われまます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は4,609㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

**議 長** ご苦勞様でした。3番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いします。

**齋藤永治郎委員** はい、議長。

**議 長** はい、齋藤委員。

**齋藤永治郎委員** 3番案件について調査のご報告をいたします。

3月18日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台、軽トラック1台、乾燥機1台、糞摺り機1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は本人45年の経験があり問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は14,574㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上ご報告いたします。

**議 長** ご苦労様でした。報告が終わりました。

質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から3番案件について、許可することに決しました。

日程第6 議案第41号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第41号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 譲受人 米沢市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○

譲渡人 岐阜県○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○○

地 番 ○○○番地○

地 目 田

地 積 7.05㎡ 他3筆

契約の種類等 所有権の移転（売買）

転用目的 太陽光発電設置

併用地 宅地 52.75㎡

以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。  
1番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いします。

**齋藤永治郎委員** はい、議長。

**議 長** はい、齋藤委員。

**齋藤永治郎委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月23日、わたくしと、高橋康子委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、資金証明書を確認し、問題ないと判断します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等については、電気事業法による経済産業省の許可等について申請中です。

合わせて購入する隣接する宅地が併用地になります。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第7 議案第42号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明申し上げます。

議案第42号 「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和2年度 第8回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。告示予定年月日は令和3年3月25日。

**【所有権移転】**

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	氏名	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇	氏名	〇〇	〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇番地
地 目	畑
地 積	477㎡
契約の種類等	所有権の移転（売買）
土地引渡時期	R3.3.26
対価（10a当り）	〇〇〇〇〇〇円



(鈴木委員・村上委員 退室)

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明申し上げます。

議案第43号 「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求める。

1. 申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇番地
地 目	田
地 積	284㎡
申出内容	土地の売却あつせん
指名した調整委員	
	鈴木 政司 委員
	村上 浩康 委員

以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件については承認することに決しました。  
ここで、5番 鈴木政司委員及び、10番村上浩康委員の入室を求めます。

(鈴木委員・村上委員 入室)

議事を進めます。

白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、2番 新野 清委員の退室を求めます。

(新野委員 退室)

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

2. 申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地〇  
地 目 田  
地 積 1, 0 1 3 m<sup>2</sup> 他2筆  
申出内容 経営規模拡大のため  
指名した調整委員  
新野 清 委員  
安達 善晴 推進委員

以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。2番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって2番案件については承認することに決しました。  
ここで、2番 新野清委員の入室を求めます。

(新野委員 入室)

日程第9 議案第44号 「白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案

理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第44号 「白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のとおり改訂する。別紙のとおり。

別紙をご覧くださいと思います。

抜粋してご説明させていただきます。

第1 基本的な考え方 4段目をご覧くださいと思います。

町の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、白鷹町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を定める。としております。

次のページをご覧くださいと思います。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止と解消について

(1) 遊休農地の解消目標

遊休農地の面積について申し上げます。

遊休農地面積

現 状	(令和 2年4月)	59.2ha
3年後の目標	(令和 5年4月)	49.0ha
目 標	(令和11年4月)	28.0ha

以上でございます。

次のページをご覧くださいと思います。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

集積面積について申し上げます。

現	状 (令和 2年4月)	852ha
3年後の目標	(令和 5年4月)	495ha
目	標 (令和11年4月)	1,120ha

以上でございます。

次のページをご覧くださいと思います。

## 3. 新規参集の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

新規参入者数を申し上げます。

現	状 (令和 2年4月)	8経営体
3年後の目標	(令和 5年4月)	18経営体
目	標 (令和11年4月)	36経営体

説明については、以上となります。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、提案のとおり改訂することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を改訂しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩前に復し再開いたします。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これをもって、第10回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞  
様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第10回白鷹町農業委員  
会総会の議事録に署名いたします。

令和3年3月24日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_